

(續日本紀元正)養老元年十月戊寅、正三位阿部朝臣宿奈麻呂、正四位下安八萬王、從四位下酒部王、坂合部王、智努王、御原王、百濟王良虞、中臣朝臣人足等、益封各有差。

(續日本紀元正)養老三年十月辛丑、詔曰、○申賜一品舍人親王内舍人二人、大舍人四人、衛士三十人、益封八百戶通前二千戶、二品新田部親王内舍人二人、大舍人四人、衛士二十人、益封五百戶通前一千五百戶、

(日本紀略九條)正暦五年九月廿六日、前中納言藤原文範、加給封戸五十烟、

〔大槐秘抄〕上達部は、封戸たしかにえで、節會、旬、もしくは臨時の御宴の祿を給はりて、はふく候ばかり也。祿法はめのれうなどに候也。それは多々にて候、おほよそみなたえ候にけり。忠雅中納言のゐて候花山院と申所は、京極の太政大臣師實の内大臣に任たる最前のとしの封戸をもつくりたる屋に候、家は我ちからをもちてつくりたるがはへは候とぞ申事にて候が、これぞ封戸をもつくりたる所にて、其まゝにいまだやけぬ家にて候、今の上達部は、封戸すこしもえ候はず。庄なくばいかにしてかはおほやけわたくし候べき、近代の上達部、おほく國を給はり候は、封戸のなきがする事なめりと思候に、めさる、こそ力をよばぬ事なれ。

(殿暦)嘉承元年九月廿九日丁巳、今夜祇園神人於河原呼、是丹波國司を訴申云々、卅日戊午、今日候内自院有召、仍成剋許參入、是大衆事也。民部卿被候、數剋之後各退出、余忠源還參内侍宿、祇園神民沙汰也。件神民向内府源云々、雖然今夜不向云々、内府是丹波國司兄也。件國彼内府沙汰也、仍神民可行向内府許也云々、

(台記)天養二年〇久安元年正月廿六日壬申、大和守源清忠遷任石見守、件石見攝政殿忠源親吏務、本賜備前伊賀今又加賜之、前後相合三ヶ國去年以清忠申任大和親吏務、遣殿下侍男共被檢注國內田、衆徒大興、追却御使、其後衆徒帶兵仗籠居興源下恐寺内誓云、御使重下向時、暫合戰及命終之